

「第４８回 東大和市福祉祭」協賛企業募集要項

東大和市社会福祉協議会は東大和市福祉祭の趣旨に賛同し、ご協賛いただける企業を募集しています。福祉祭は住民の福祉に対する理解の向上と啓発及び協働の輪を広げ、地域福祉の推進を図るとともに物品の販売等による福祉団体及び本会の財源の充実を図ることを目的とし、本年度も例年どおり１１月の第２日曜日（１１月９日（日））に開催します。

１ 協賛企業

福祉祭に対し協賛の申込みを行い、金銭等の提供を行う企業・商店・団体です。

２ 協賛の種類

（１）金銭等による協賛

福祉祭を充実させることを目的に、協賛金として金銭を提供していただきます。

（一口５，０００円から）

（２）物品提供による協賛

抽選会の景品や、備品、消耗品などの物品を提供していただきます。物品の内容についてはご相談させていただきます。内容によってはお断りをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

３ 協賛企業が得られる特典

（１） 本会ホームページにて企業名を掲載します。

（２） 本会が発行する社協だより１月１５日号に企業名を掲載します。

（協賛金額等により文字の大きさは異なります。）

（３） 福祉祭当日となる１１月９日（日）、協賛いただいた企業名を会場にて掲示します。

（４） 福祉祭のパンフレットに企業名を掲載します。

（協賛金額等により文字の大きさは異なります。）

※令和６年度まではパンフレット等へ協賛企業名のロゴ画像を掲載していましたが、令和７年度は紙面スペースの都合上、企業名のみの掲載とさせていただきます。大変申し訳ありませんが、ご了承ください。

（５） 協賛金の金額に応じて市内共同作業所の商品を返礼品としてお渡しいたします。

４ 申込み方法

上記の条件をご確認いただき、別紙「第４８回東大和市福祉祭協賛申込書」に必要事項を記載の上、メール、FAX、郵送又は持参にて本会事務局あてに提出してください。申込フォームからの申込も可能です。

５ 協賛申込期限

１０月３１日（金）

※パンフレットへの掲載は印刷の関係上９月３０日（火）までにお申込みをいただいた場合とさせていただきます。

６ 協賛金納付方法

金銭による協賛をいただく場合、請求書を送付いたします。請求書の到着後、事務局の指定する口座へお振込みいただくか、直接本会事務所へ納付ください。恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担くださるようお願いいたします。集金も対応させていただきます。

7 協賛申込書の不受理等

本会は申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないことがあります。
その際には、申込者に対しその旨通知させていただきます。

- (1) 福祉祭の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (4) その他本会が適当でないと判断したもの

8 返礼品

協賛金等の金額に応じて返礼品をお渡しします。受け取りについては、本会窓口もしくは配送となります。

- (1) 5,000円～9,999円：1,500円相当の返礼品
- (2) 10,000円以上：3,000円相当の返礼品

9 その他

- (1) 福祉祭が荒天等やむを得ない事情により中止となった場合でも、納付済みの協賛金等はご返金できかねます。あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、協議の上、誠意をもって解決にあたります。

10 問合せ先

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会 協賛金担当

〒207-0015 東大和市中心3-912-3

TEL 042-564-0012 FAX 042-564-3680